平成27年9月20日発行

滋賀労働

Mother Lake

滋賀県労働広報紙
635号
2015

滋賀県最低賃金の改正について

18円引き上げて、時間額764円

平成２７年度の滋賀県最低賃金は、滋賀地方最低賃金審議会の答申を踏まえ、時間額７６４円に改正決定されます。

効力の発生は、平成２７年１０月上旬の予定です。

最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外・休日・深夜手当、賞与、臨時に支払われる賃金は含まれません。

お問い合わせ先

滋賀労働局労働基準部賃金室　TEL.077−522−6654
大津労働基準監督署　TEL.077−522−6641
彦根労働基準監督署　TEL.0749−22−0654
東近江労働基準監督署　TEL.0748−22−0394

11月15日は「滋賀県産業安全の日」
（無災害運動月間　11月1日〜30日）

県内では、今なお、仕事により命を落とす方は年間10人以上おり、休業４日以上にいたる重篤な労働災害は約1,400件も発生しています。滋賀労働局では、農林畜産業や工業的業種のほか、災害発生率の高い商業、社会福祉施設、飲食店などにも「滋賀県産業安全の日無災害運動」への参加を呼びかけています。

無災害運動の詳細や参加宣言の様式（１ページのみ）は、滋賀労働局HPに掲載しています。

８月31日の「トピックス」のご確認を
→http://shiga-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/home.html
※主催団体の会員事業場は団体へ、その他の事業場は滋賀労働局へご提出ください。

お問い合わせ先
滋賀労働局 労働基準部 健康安全課　TEL　077-522-6650

目　　次

表紙　滋賀県最低賃金の改正について
　　　11月15日は「滋賀県産業安全の日」です
P2　職場での受動喫煙防止が努力義務になりました
　　　10月は年次有給休暇取得促進期間です
P3　ワーク·ライフ·バランス推進講演会の開催について
　　　プラチナくるみんマークが創設されました
P4　10月は滋賀の“ちいさな企業”応援月間です
　　　中小企業向け人材育成研修の開催について
P5　在職者訓練のご案内
　　　シニア向け技能講習会のご案内
P6　障害者雇用優良事業所等表彰の受賞について
P7　高齢·障害者助成金の説明·相談会の開催について
P8　ｳｴﾌﾞｻｲﾄ「ワークしが」企業登録の募集について
　　　内職求人情報の募集について
P9　正社員実現加速プロジェクトについて
　　　シリーズ「がんと就労」職場の人ががんになったら
P10　労働委員会だより
P11　労働相談Q&A「解雇」
　　　平成２７年夏季一時金妥結状況調査結果
P12　労務管理セミナーの開催について
　　　生涯現役社会の実現に向けた
　　　「地域ワークショップ」の開催について

10月1日〜７日は全国労働衛生週間です

「職場発！　心と体の健康チェック　はじまる　広がる　健康職場」

厚生労働省

職場での受動喫煙防止が努力義務になりました（今年6月～）

昨年、労働安全衛生法が改正され、今年６月１日から、労働者への受動喫煙の防止が事業主の努力義務となりました。通達で技術的留意事項が示されています（※H27.5.15基安発0515第１号）。事業者・事業場の実情に応じて、受動喫煙の防止に努めましょう。

厚生労働省の支援事業

1　受動喫煙防止対策助成金【半額助成、上限200万円】
　問合/申請　滋賀労働局 労働基準部 健康安全課 TEL 077-522-6650

2　受動喫煙防止対策に関する出前講座、電話相談窓口など【無料】
　（企業の研修、団体の会合へ専門家を派遣します！）
　問合/申請（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会　TEL 050-3537-0777

3　たばこ煙の濃度等の測定機器の貸出【無料】
　問合/申請（株）アマラン　TEL 050-3642-2669

※通達にはこんな内容が示されています（出前講座を活用して対策を検討しましょう）

空気清浄機では、一酸化炭素などが除去できないのね!

給気が不十分だとタバコの煙が滞留しちゃうのね!

喫煙室の排気口は、こういう形にする必要があるのね!

お問い合わせ先　滋賀労働局 労働基準部 健康安全課 TEL 077-522-6650

10月は年次有給休暇取得促進期間です。

滋賀労働局　労働基準部　監督課
大津市御幸町６番６号
TEL：077-522-6649

効率的に働いて、しっかり休める職場作りに取り組みましょう。

★働き方・休み方を変える第一歩として、「プラスワン休暇」を実施しましょう。

+1

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のために、
「プラスワン休暇」で
連続休暇に。

労使協調のもと、土日、祝日に
年次有給休暇を組み合わせて、
３日（２日）＋１日以上の休暇を実施しましょう。

★年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しましょう。

年次有給休暇の付与日数のうち、５日を除いた残りの日数については、労使協定を結べば、計画的に年次有給休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は、導入していない企業よりも年次有給休暇の平均取得率が8.1ポイント高くなっています（平成25年就労条件総合調査）。
この制度を導入することによって年次有給休暇が取りやすくなると考えられます。

平成27年度ワーク・ライフ・バランス推進講演会 参加者募集

上司が変われば組織が変わる、働き方が変わる！

滋賀県では平成27年度ワーク・ライフ・バランス推進講演会として、部下のワーク・ライフ・バランスを積極的に応援しながら、組織の業績も結果を出す「イクボス」の手法や実例を学び、ワーク・ライフ・バランスをどのように実現すればよいか、そして経営者・管理職に求められることは何か、「元祖イクボス」の川島高之氏にご講演いただきます。

職場環境や働き方を見直すきっかけに、ぜひ講演会にご参加ください。

【開　催　日】　**平成27年11月30日（月）　14：00～16：00**

【講演テーマ】　**「ワーク・ライフ・バランスとイクボス　なぜイクボスは業績が好調なのか！」**

【講　　　師】　川島　高之氏
三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社代表取締役社長
NPO法人コヂカラ・ニッポン代表　NPO法人ファザーリング・ジャパン理事

【申込み方法】　滋賀県ホームページから「しがネット受け付けサービス」へ
http://www.pref.shiga.lg.jp/
もしくは下記の問い合わせ先まで
郵送・電話・FAX・E-mailにてお申し込みください。

【対　　　象】　経営者、人事・労務担当者、管理職の方、従業員の方など
どなたでもご参加いただけます。

【定　　　員】　１００名（先着順）

【参　加　費】　無料

【会　　　場】　滋賀県庁新館７階大会議室（大津市京町四丁目１番１号）

【申込・問合先】　滋賀県庁・女性活躍推進課
TEL:077-528-3770　FAX:077-528-4807　E-mail:fg00@pref.shiga.lg.jp

プラチナくるみんマークが創設され、くるみんマークが新しくなりました！

○次世代育成支援対策推進法（以下、次世代法という）では、一般事業主行動計画の策定・届出を行い、一定の基準を満たした企業を厚生労働大臣が認定できることとしています。

○平成２７年４月１日からは、新たにプラチナくるみん（特例）認定が始まりました。

○くるみん認定・プラチナくるみん認定を受けることで、会社のイメージがアップし、優秀な従業員の採用・定着などに繋がります。各企業におかれては、是非くるみん認定等の取得を検討ください。

行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、「子育てサポート企業」として認定を受けることができます。

「くるみん」

「プラチナくるみん」

くるみん認定企業のうち、より高い水準の取組を行った企業が一定の要件を満たした場合、優良な子育てサポート企業として特例認定を受けることができます。

【お問い合わせ先】　滋賀労働局雇用均等室　〒520-0051　大津市梅林1丁目3-10　滋賀ビル5階
ＴＥＬ：077-523-1190　ＦＡＸ：077-527-3277

10月は「滋賀の“ちいさな企業”応援月間」です!

～地域で活躍する小規模事業者を中心とした中小企業を応援します！～

小規模企業を中心とする中小企業（“ちいさな企業”）は、地域の経済や社会の担い手として大変重要な役割を果たしていただいており、滋賀の経済や社会が今後も発展していくためには、その主役である“ちいさな企業”の活性化が不可欠となっています。

そこで、１０月を「滋賀の“ちいさな企業”応援月間」として定め、様々な関係者が連携し一体となって、情報発信や支援策、諸活動等を積極的に実施します！

滋賀県が実施する主な事業

『滋賀の“ちいさな企業”元気フォーラム』

日時：平成27年10月15日（木）　10時30分～
場所：ピアザ淡海 滋賀県立県民交流センター

『いきいき滋賀モノづくりセミナーin草津』

日時：平成27年10月28日（水）　13時～
場所：ホテルボストンプラザ草津

○上記の各フォーラム・セミナーと同時に、中小企業の方々を対象とした「施策説明会」や専門家による「相談会」も開催しますので、是非、ご参加ください！

○また、上記の事業以外にも関係団体が、月間期間中に様々な事業を実施しますので詳細については、滋賀県のホームページをご覧いただくか、下記へお問い合わせください！

お問い合わせ先

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課
ＴＥＬ:077-528-3733　ＦＡＸ:077-528-4871
メール:fb00@pref.shiga.lg.jp
ホームページ: http://www.pref.shiga.lg.jp/f/chusho/ouengekkan/h27_ouengekkannjissi.html

「ビジネスの基本力Ⅱ」研修

「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」に基づき実施する事業です。

『働くあなたの元気を応援！』　滋賀県では中小企業の人材育成を支援するため、中小企業で働く皆様にスキルアップの場を提供しています。顧客対応の基本力を分かりやすく実践的に身につけていただける研修を甲賀市で開催します。

日　時　**平成２７年１１月２５日（水）**　9:30～16:30
場　所　**サントピア水口**　（甲賀市水口町北内貴1-2）
内　容　プロの心構え、顧客視点を持つとは、ビジネスマナーの基本、顧客コミュニケーション、報連相のコツ、クレーム対応のケーススタディなど、顧客対応で役立つスキルを強化
講　師　日本接遇教育協会 理事長　阿部ふみ 氏
対　象　中小企業で働く従業員　（業種を問わず、若手～中堅の方）
定　員　25名程度（応募多数時は抽選）
締　切　**平成２７年１１月１２日（木）**
お問い合わせ先　滋賀県立高等技術専門校 草津校舎（担当：安田）
Tel：077-564-3296　Fax：077-565-1867
E-mail：yasuda-shigeru@pref.shiga.lg.jp

受講無料

在職者訓練（技能向上セミナー）のご案内

滋賀県および（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構滋賀支部では、在職者の方々の技能向上を目的に、在職者訓練（技能向上セミナー）を開催しています。企業研修、自己啓発等にご活用ください。

◇県が開催するコース

機械系（普通旋盤加工技術、フライス盤加工技術、機械CADなど）
溶接系（アーク溶接特別教育、TIG溶接の基礎、産業用ロボット特別教育など）
電気系（第二種電気工事士受験準備、電気主任技術者のための知識など）
建築系（JW-CAD、建築測量、早描き建築室内パースなど）
制御系（有接点リレーシーケンス制御、PLC制御、油圧・空気圧制御など）

◇（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構滋賀支部が開催するコース

機械関係（実践機械製図、製造技術者の油圧実践技術、製造技術者の空気圧実践技術、精密測定技術、生産現場で使う品質管理技法、製造現場における工程管理技法と改善、エレクトロハイドロ技術、切削加工検証（旋削編）、旋盤高精度加工技術、熱処理と表面硬化技術など）
電気・電子関係（実践電子回路計測技術、有接点シーケンス制御の実践技術、実践的PLC制御技術、電気系保全実践技術、マイコン制御システム開発技術など）

※コースの詳細（開催日・内容・受講料等）、申込み方法等については、下記にお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

	滋賀県		（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構滋賀支部	
施　設	高等技術専門校米原校舎（テクノカレッジ米原）	高等技術専門校草津校舎（テクノカレッジ草津）	滋賀職業能力開発促進センター（ポリテクセンター滋賀）	滋賀職業能力開発短期大学校（滋賀職能大）
所在地	米原市岩脇411-1	草津市青地町1093	大津市光が丘町3-13	近江八幡市古川町1414
TEL	0749-52-5300	077-564-3297	077-537-1191	0748-31-2252
FAX	0749-52-5396	077-565-1867	077-537-1299	0748-31-2255
HP	http://www.pref.shiga.lg.jp/f/kogisen/		ポリテクセンター滋賀HP http://www3.jeed.or.jp/shiga/poly/zaishoku/index.html 滋賀職能大HP「2015能力開発セミナーガイド」掲載中！ http://www3.jeed.or.jp/shiga/college/business/index.html	

シニアの方の★技能講習会　滋賀県シルバー人材センター連合会

講習名	講習期間	日数	面接・講習会場	締切(必着)	面接日
接遇講習③	11/4~11/10	5日間	勤労者福祉会館「臨湖」（長浜市） ※面接はプエルタ大津	10/16	10/21
介護補助スタッフ講習②	11/4~11/20	5日間	びわこ学院大学（東近江市） ●資格取得のための講習ではありません	10/20	10/22
調理補助スタッフ講習①	11/16~11/19	3日間	彦根市民会館（彦根市） ※面接は連合会事務所会議室	11/2	11/6
警備技能講習 SP	11/17~11/26	7日間	連合会事務所会議室（大津市）	10/28	11/2
公的事務補助技能講習②	11/30~12/11	10日間	連合会事務所会議室（大津市）	11/11	11/16
福祉有償運送運転者講習③ （普通自動車運転免許証のある方）	12/8~12/10	3日間	ピアザ淡海滋賀県立県民交流センター（大津市） ※面接はプエルタ大津 ◆面接日当日は運転免許証をご持参下さい	11/26	12/1
調理補助スタッフ講習②	12/14~12/17	3日間	草津市立まちづくりセンター（草津市） ※面接はプエルタ大津	11/30	12/4
接遇講習④	12/14~12/18	5日間	連合会事務所会議室（大津市） ※面接はプエルタ大津	12/1	12/3
マンション管理員技能講習②	平成28年 1/18~1/29	10日間	連合会事務所会議室（大津市）	1/6	1/8
旅館ホテルスタッフ技能講習 SP	平成28年 1/25~2/5	10日間	びわ湖花街道・琵琶湖グランドホテル クサツエストピアホテル・連合会事務所 ※講習日により会場を移動（大津市・草津市） ※面接は連合会事務所会議室	1/12	1/14
公的事務補助技能講習③	平成28年 2/2~2/16	10日間	連合会事務所会議室（大津市）	1/13	1/15

★★★★★受講生募集中！！★★★★★

●受講料は**無料**。交通費・昼食代は自己負担
●対象は**55歳以上**の県内在住者。　ＳＰと記載の講習はハローワークでの**求職登録**が必要　●定員は各**20名**
●お申込みはお近くのハロ-ワ-ク・各市町シルバ-人材センタ-にある申込用紙(または連合会ホ-ムペ-ジよりダウンロ-ド)に必要事項を記入しＦＡＸ又は郵送にてお申込み下さい　●申込後、**受講者選考面接会にて受講者を決定**

≪講習内容等の問合せと申込先≫
公益社団法人滋賀県シルバー人材センター連合会
〒520-0054大津市逢坂1-1-1　電話(077)525-4128　FAX(077)527-9490

この機会に是非！
受講をしてみてください

いろいろな
講習会があります！

平成27年度障害者雇用優良事業所等表彰

本県では、障害者雇用に対する県民および事業主の理解と関心を深めるため、毎年９月の障害者雇用支援月間に「障害者ワークフェアしが」を開催し、障害者雇用優良事業所および優秀勤労障害者等の表彰を実施しています。

今年度は、９月８日に栗東芸術文化会館　さきらで開催し、下記の方々が受賞されました。

１　滋賀県知事表彰

(1)障害者雇用優良事業所

株式会社ピアライフ　　タカタ株式会社　彦根製造所

(2)障害者の雇用の促進と職業の安定に貢献した団体・個人

信楽町職親会

林　元三（守山市）　　木下　勝（近江八幡市）

(3)優秀勤労障害者　（氏名　／　勤務先）

氏名	勤務先	氏名	勤務先
蔵立　達夫	株式会社たねや　近江八幡工場	山本　悟	甲賀地域働き・暮らし応援センター
北嶋　恵美	カルビー・イートーク株式会社	坂谷　勇人	島津プレシジョンテクノロジー株式会社
村方あゆみ	デイサービスセンターべるふらっと	間塚　峰子	パナソニックアソシエイツ滋賀株式会社
横井　弥生	大津電機工業株式会社	安井　謙治	株式会社滋賀富士通ソフトウェア
加茂　清美	株式会社ナショナルメンテナンス		他3名

(4)チャレンジドＷＯＲＫ推進事業所

滋賀立川布帛工業株式会社

株式会社ワッツオースリー販売　滋賀倉庫作業所

京セラ株式会社　滋賀野洲工場

２　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長努力賞

優秀勤労障害者　（氏名　／　勤務先）

氏名	勤務先	氏名	勤務先
吉廣　英亮	有限会社トヨテック	玉木　克弥	有限会社トヨテック
勝見　純樹	社会福祉法人雪野会特別養護老人ホーム万葉の里	木屋　康幸	株式会社ダイフク　滋賀事業所
鶴口　健之	株式会社ダイフク　滋賀事業所	桑原恵美子	株式会社滋賀銀行　高島支店
松下　亀野	株式会社滋賀銀行　本店営業部　中町出張所	田中　進次	パナソニックアソシエイツ滋賀株式会社
五十嵐直子	一般財団法人近畿健康管理センター	金澤美紗子	田中ケアサービス株式会社　長浜支援センター

なお、９月８日には東京で下記の方々が表彰を受けられました。

☆厚生労働大臣表彰

（優良事業所）　住友電工プリントサーキット株式会社

（優秀勤労障害者）　木村　貴　株式会社滋賀銀行

☆独立行政法人　高齢・障害・求職者雇用支援機構　理事長表彰

（優良事業所）　大津電機工業株式会社

（優秀勤労障害者）　森岡　成年　ツジコー株式会社

（敬称略）

お問い合わせ先

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課　TEL.077-528-3758

(独)高齢･障害･求職者雇用支援機構　滋賀支部高齢･障害者業務課　TEL.077-537-1214

平成27年度　高齢・障害者助成金
説明・相談会のご案内

豊富な活用事例を盛り込み説明をいたします。

○高年齢者雇用安定助成金

・生涯現役社会の実現に向けて、高年齢者の雇用環境の整備を行う事業者の方へ助成金が支給されます。
　最大１，０００万円が支給されます。要した費用の３分の２（大企業は２分の１）
・平成２７年４月１日より「高年齢者雇用安定助成金」の取り扱いが一部改正され、今年度は更に充実！利用し易くなりました。

○障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金

・施設・設備の整備等や適切な雇用管理を図るための特別な措置を行なわなければ、障害者の雇用や継続が困難であると認められる場合に、予算の範囲内で助成金が支給されます。これにより事業主皆様の一時的な経済負担を軽減し、障害者の雇用の促進や雇用の継続を図ることができます。

説明会は、下記の日程で定期的に開催いたします。ご都合のつく日程で是非ご参加ください。
○詳細・お問合せは下記の連絡先までお電話ください。（開催日の一週間前までに）。
また、説明会終了後に個別による相談会も行います。

■説明会の主な内容（４５分程度）
①‘わかる’　高齢・障害者助成金の概要および要点
②‘利用できる’　利用状況および活用事例の紹介

■個別相談会（45分程度）
具体的な雇用環境整備プランに対する助成金利用や申請手続等のご相談にお乗りします。

説明・相談会日程

開　催　日	会　　場
平成２７年１０月、１１月の第２、３水曜日 ＰＭ１：３０～３：００	滋賀支部 ポリテクセンター滋賀　３Ｆ ２号教室 大津市光が丘町３－１３　　**※駐車場あります**

独立行政法人　**高齢・障害・求職者雇用支援機構「滋賀支部高齢・障害者業務課」**
TEL　０７７－５３７－１２１４　　担当 / 中西、小山

保障のことなら 全労済
ZENROSAI NEWS
広告
2515B010
手頃な掛金で、火災、地震、風水害、雪害など幅広くカバー

全労済の
住まいる共済
新火災共済・新自然災害共済
＜お問い合わせ先＞　全労済　滋賀県本部
（滋賀県勤労者共済生活協同組合）
大津支所　〒520-0801　大津市におの浜4-5-1　℡ 077-524-6031
彦根支所　〒522-0074　彦根市大東町4-28彦根勤労福祉会館2F　℡ 0749-24-6605
【営業時間】 9:00～17:00　【休日】 土･日･祝日･年末年始(12/30～1/3)

新卒予定者や若年求職者に、貴社の魅力をアピールしませんか

滋賀県の魅力ある企業の情報サイト

WORKしが

登録企業を募集中！

掲載無料

「WORKしが」は、滋賀県で就職を希望する大学（大学院生を含む）・短期大学・高等学校等卒業予定者、および若年求職者のみなさんに、魅力あふれる県内企業の情報を発信する企業情報サイトです。

若年者の採用をお考えの事業主の皆様、ぜひご登録ください。

♪登録は簡単、４ステップ♪

① https://www.workshiga.com/にアクセス
②「企業のみなさまへ」をクリック
③「企業の登録はこちら」をクリック
④ 必要情報を入力・申請してください。
※ ID・パスワード発行後はお好きなタイミングで企業情報の編集ができますので、貴社の魅力を存分にアピール下さい！

＜お問い合わせ先＞ **滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課就業支援室**
WORKしが担当　TEL.077−528−3758　FAX.077−528−4873

内職求人の情報を募集しています

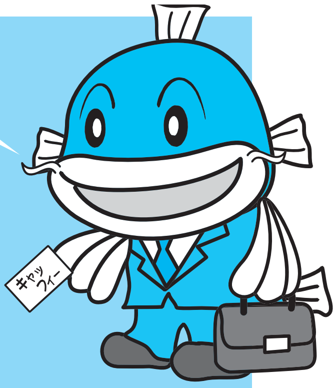

滋賀県では、毎月２回、内職求人情報誌を発行しています。
情報誌に貴社の内職求人を掲載しませんか。
求人情報は随時受け付けます。詳しくは下記までお問い合わせください。

【配布の対象】 内職を希望される県民の方
【発行日】 毎月1日と16日（1月1日と8月16日を除く）
【配布場所】 県内のハローワーク、各市町、関係団体等
※県のホームページにも内職求人情報を掲載しています。
http://www.pref.shiga.lg.jp/f/rosei/naisyoku/naisyokujyouhou.html

＜お問い合わせ先＞ **滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課**
内職専用ダイヤル　TEL.077-527-0450

広告

住まいのことなら何でもご相談ください

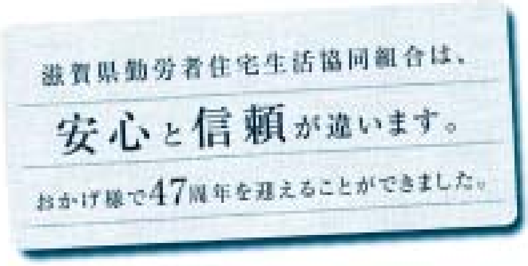

1. 分譲地の開発・販売
2. 建物のプランから建築
3. 不動産の仲介
4. リフォーム&サポート

滋賀県勤労者住宅生活協同組合
TEL.077-524-2800 滋賀県大津市打出浜2番1号 コラボしが21 6階
定休日／火・水・祝

☆☆☆正社員実現加速プロジェクトの取り組みについて☆☆☆

滋賀労働局では、生産年齢人口の減少が見込まれる中で、経済の好循環の動きをさらに進めていくため、雇用情勢が着実に改善しているタイミングを捉え、正社員就職の拡大や、非正規雇用労働者の正社員転換等を推進するための総合的な取り組みとして「正社員実現加速プロジェクト」を実施しています。

【取組の背景】

滋賀局における正社員の雇用状況は、有効求人倍率では、全国や近畿の値に比べ低くなり、質の高い求人の確保や就職支援が求められています。

このため、正社員就職に向けた支援に取り組んでいます。

【取組内容】

・正社員求人倍率が低く、求人数が減少している「製造業」を中心とした求人開拓の実施。
・県内主要経済団体・企業や地域の業界団体に対して「正社員の採用を促進するための協力要請」の実施。
・正社員求人の確保。
・マッチングの強化企業向け説明会の実施。
・保育分野の総合的な人材確保の取組。
・正社員雇用に向けた魅力ある職場づくりセミナーを開催予定。

お問い合わせ先　滋賀労働局 職業安定部 職業安定課　TEL 077-526-8609

シリーズ「がんと就労」part２

職場の人ががんになったら(１)

２人に１人が生涯のうちに「がん」にかかるといわれます。そのうちの３分の１は就労可能な年齢での発病です。また、治療により治る人が増え、かつての「不治の病」から「長くつき合う慢性病」に変わりつつあります。

職場の人が「がん」にかかること、職場に復帰されることは身近になりました。今回は、がんになった従業員の周りの方々に気をつけていただきたいことをお伝えします。

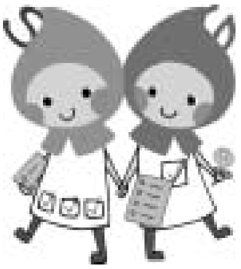

滋賀県健康づくりキャラクター
「しがのハグ＆クミ」

【気をつけていただきたいこと】

１．職場の同僚や部下の方へ

①負担にならない範囲で気配りを
②復職後も通院が続くことへの理解を

２．職場で管理や指導の立場にある方へ

①就業規定や経済的な支援制度について情報提供を
ご本人には「がん相談支援センター」の利用をおすすめください。
がん相談支援センターは　がん情報しが　検索　⇒「がんとともに生きる」へ

②事業所の疑問点は、地域産業保健センターや滋賀産業保健総合支援センターへ
窓口相談や実地相談をご利用ください。　滋賀産業保健総合支援センター　検索

３．県のがん情報は「がん情報しが」へ　がん情報しが　検索

【実態】平成25年度がん患者就労実態調査（滋賀県）から

今仕事についていない人（休業中を含む）の６割は「将来働きたい」と希望。

しかし、心配ごとの第１位は「治療や受診のために休むことが許されるか」（61.2%）となっており、勤務先の就業規則（休業・休暇制度）を積極的に情報提供することは、職場復帰への不安を軽減するうえで大切です。

【お問い合わせ先】　滋賀県健康医療福祉部健康医療課　がん・疾病対策室
TEL:077-528-3616　Mail　ef00@pref.shiga.lg.jp

労働委員会だより

雇用のトラブルまず相談！次に「あっせん」を！

～10月は「個別労働関係紛争処理制度(あっせん)周知月間」です！～

☆あっせん制度とは？

労働委員会では、正社員やパート社員、派遣社員など一人ひとりの労働者と使用者との間に生じた労働関係紛争を解決するため、労働問題について経験豊かなあっせん員が労使双方からお話しを聴いたり、助言を行い、話し合いにより解決できるようお手伝いする「個別労働関係紛争処理制度（あっせん制度）」を設けています。

☆あっせんの対象

労働者と使用者との間に発生した労働条件や雇用に関するトラブルで、当事者間での自主的な解決が困難となったものが対象となります。例えば、次のような事案があります。

（労働者）
・最初に示された労働条件が、実際の状況と違う。

（使用者）
・やむを得ない事情で社員に配転命令を出したが、理由なく拒否された。

☆あっせんの流れ

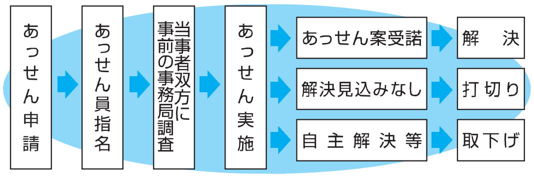

☆申請方法

あっせん申請書を郵送もしくは事務局へご持参ください。申請書は事務局で直接お渡しするほか、ホームページからダウンロードできます。
※メールやＦＡＸによる申請は受け付けておりません。

☆事例の紹介

◇試用期間終了後の本採用拒否をめぐるトラブル

Ａは、化粧品の販売会社に試用期間を３カ月とする、営業職員として採用されたが、試用期間満了を目前に、人事課長から本採用拒否を告げられた。Ａは納得できず、人事課長に理由を確認したところ、人事課長はＡには営業職の適性がなく協調性にも欠け、勤務態度も不良であるとする解雇理由証明書を交付し、解雇にあたっては解雇予告手当を支払うと告げた。Ａは本採用拒否の理由に納得できず、本採用を求めたが、会社がこれを拒否したため、あっせんを申請した。なお、会社の就業規則には、採用内定者について３カ月の試用期間を置き、期間中の身分は正職員と区別し、試用期間中に本人の勤務成績等を審査して不適格と認められた場合は、解約する旨が定められている。

あっせんでは、あっせん員は、会社に対し、試用期間中のＡに対する上司の指導等に不十分な点が見られることなどから、本件解雇理由は過去の判例に照らすと合理性がないと判断される可能性があることを説明したものの、会社はＡの勤務成績から判断して、どうしても本採用できないとして、金銭的な解決を希望した。Ａにその旨を伝えたところ、Ａもこれを了承したので、解決金の額を調整の上、あっせん案を労使に提示し、双方がこれを受諾し、事件は解決した。
(実際の事例をもとに内容を一部変更しています。)

☆中央労働委員会ホームページ「労働紛争の調整事例と解説」にもあっせん事例が多数掲載されています。
http://www.mhlw.go.jp/churoi/chyousei_jirei/index.html

毎月第4金曜日には、「月例労働相談」も開催！

開催時間：14:45 ～　　開催場所：滋賀県労働委員会室

滋賀県労働委員会ホームページへアクセス！
http://www.pref.shiga.lg.jp/l/roi

無料労働相談会を開催します！

★ 労働委員会の公益委員、労働者委員、使用者委員が、三者一組で丁寧に相談に応じます。
★ 労働者、労働組合、事業主の方など、お気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は厳守します。
※下記への事前申込みが必要です。各相談日の前日(10/4、13、18の相談は直前の金曜日)の17時までにお申込ください。

開催日	時 間	会　場	所　在　地
10/4(日)	13:00～16:00	滋賀県消費生活センター２階会議室	彦根市元町4-1
10/13(火)	13:00～16:00	滋賀県労働委員会県庁東館５階	大津市京町4-1-1
10/18(日)	13:00～16:00	滋賀県男女共同参画センター２階研修室C	近江八幡市鷹飼町80-4
10/23(金)	14:45～17:10	滋賀県労働委員会県庁東館５階	大津市京町4-1-1
10/27(火)	17:30～20:00	草津市市民交流プラザ５階小会議室４	草津市野路1-15-5

申込先
滋賀県労働委員会事務局
〒520－8577　大津市京町四丁目１番１号 県庁東館５階　　TEL　077-528-4473

労働相談Q&A

テーマ

『解　雇』

最近の労働相談では、「突然、会社を辞めてもらいたいと言われ、困っています。どうすればよいですか。」などの解雇に関連しての相談が増えています。そこで今回は「解雇」について、確認してみることとします。

Q 質問

経営が厳しいとの理由で、突然上司から「今月で辞めてくれないか」と言われました。学齢期の子どもがおり、辞めたくありませんが、どのように対応すればよいでしょうか。

A 回答

まず、上司の言葉が「解雇」を意味するのか、「退職勧奨」なのかを確認する必要があります。「退職勧奨」の場合には、労働者が会社を辞める意思がなければ応じる必要がありません。また「解雇」の場合には、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を乱用したものとして、無効とする（労働契約法第16条）と定められています。客観的に合理的で、社会通念上相当と認められるには、一般に「整理解雇の４要件」（①整理解雇の必要性があったか。②解雇回避の努力が十分になされたか。③解雇対象者の選定は、客観的に合理性があるか。④解雇について、説明・協議・納得を得るために妥当な手順を踏んでいるか。）の要素をすべて満たしている必要があるとされています。

今回の解雇が以上の要素を満たしているかを踏まえ、そうでないと考えられる場合は、会社側に明確な意思表示を行い、解雇の撤回を求める必要があります。

滋賀県労働相談所 ―労働に関する疑問・トラブルはありませんか―

電話番号 077-511-1402
0120-967164（苦労ない労使）(フリーアクセスは、滋賀県内固定電話(もしくは公衆電話)からのみ利用可能です。)

開設時間 月曜日～金曜日（平日）10時～20時（12:30～13:30、15:00～15:15は除く）
月曜日～金曜日（祝日）17時～20時
土・日曜日　10時～16時（12:30～13:30は除く）

場　所 大津市打出浜2-1　コラボしが21　6階　（面談相談は事前連絡が必要です）

平成27年　夏季一時金妥結状況調査の結果概要

滋賀県では、県内の民間労働組合を対象に毎年、賃金交渉調査を実施しています。平成27年夏季一時金の妥結状況調査について、結果を取りまとめましたのでお知らせします。詳細については、県労働雇用政策課のホームページ（http://www.pref.shiga.lg.jp/f/rosei/）をご覧ください。

夏季一時金妥結状況（7月末時点）

		妥結額(円)
全産業・全規模平均		581,049
規模別	従業員　300人未満	462,394
	従業員　300人以上	641,980
産業別	製造業	598,001
	非製造業	564,807

妥結額の推移（全産業・全規模）

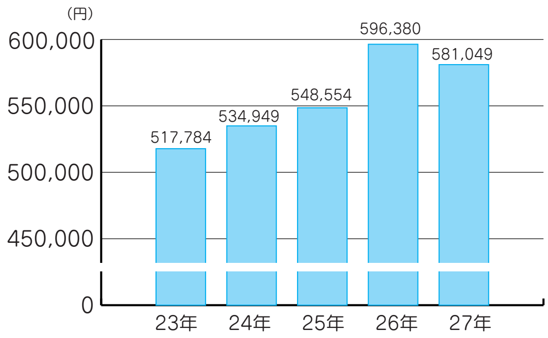

※平成24年以前は県内民間労働組合の約3割を、平成25年以降はすべての県内民間労働組合を対象に調査しています。
平成27年は621組合を対象に調査を行い、夏季一時金妥結状況は280組合の結果を集計しました。

労務管理セミナーのご案内

考えてみませんか　職場のハラスメント
～ハラスメントのない職場で生産性を高めよう～

滋賀県では、近年増加している職場でのパワーハラスメントをはじめ、セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメントなど職場で起こりやすいハラスメントについて理解を深め、ハラスメントを起こさない風通しのよい職場環境づくりを進めることを目的にセミナーを開催します。ハラスメントのない職場は、社員一人ひとりの力が十分に発揮でき、生産性を高めることにつながります。

この機会に、職場のハラスメントについて一緒に考えてみませんか。

開催日　平成27年11月11日(水)　13:30～15:30（受付13:10～）

場　所　滋賀県庁　東館7階　大会議室

講　師　公益財団法人21世紀職業財団　客員講師　中﨑　郁子　氏

参加対象　企業の人事労務担当者 等

定　員　100人（先着順）

申込方法　タイトル「労務管理セミナー」、事業所名、住所、所属部署名、氏名、連絡先電話番号およびFAX番号を記載のうえ、下記の申込先までファックスまたは郵送で送付してください。

その他　会場へは公共交通機関をご利用の上、お越し願います。

お問い合わせ／申込先　滋賀県庁労働雇用政策課　TEL　077-528-3753　FAX　077-528-4873
〒520-8577　大津市京町四丁目1番1号

参加費　無　料

平成27年度

生涯現役社会の実現に向けた「地域ワークショップ」

高齢従業員の“モチベーション維持と能力活用”

■高齢になってもイキイキ働いてもらうためには　■高齢従業員を有効に活用するためには

■高齢従業員が働き続けられる勤務条件　■高齢従業員を雇用する上でのリスク対応とは

開催日時：平成27年10月21日（水）13時～16時半

開催場所：ポリテクセンター滋賀
〒520-0856　大津市光が丘町3-13

参加無料！　ただ今受付中

プログラム

第１部　県内の高年齢者雇用状況について（13時00分～13時30分）
滋賀労働局職業安定部職業対策課　高齢者対策担当官

第２部　高齢者雇用シンポジウム　パネルディスカッション（13時30分～16時30分）
コーディネーター　滋賀支部業務課課長　高年齢者雇用アドバイザー
パネリスト　滋賀県下の先進企業人事労務担当者様

お問い合わせ/申込先
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構　滋賀支部
担当　業務課　沼田､中西
TEL　077−537−1214　FAX　077-537-1215

「滋賀労働」へのご意見・ご感想はこちらまで
滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課
〒520-8577　大津市京町4-1-1
TEL：077-528-3751　FAX:077-528-4873
http://www.pref.shiga.lg.jp/
E-mail　fe00@pref.shiga.lg.jp

この印刷物は古紙パルプを配合しています